

特定調達品目及び判断の基準 等の見直し（案）について （物品・役務）

令和元年10月1日

目次

1. 概要

- (1) 令和元年度特定調達品目見直し方針
- (2) 前回検討会での委員ご意見

2. 今年度見直し内容（案）

- (1) 新設及び改定対象品目（案）一覧
- (2) 令和元年度の見直し内容（案）について

3. その他検討状況（案）

- (1) 紙類に係る検討について
- (2) 「モノの調達からサービスの調達へ」について
- (3) クリーンウッド法への対応

1. 概要

- (1) 令和元年度特定調達品目見直し方針
- (2) 前回検討会での委員ご意見

2. 今年度見直し内容（案）

3. その他検討状況（案）

(1) 令和元年度特定調達品目品目見直し方針

1. 重点戦略品目の一層の拡充

- 電気製品類について、トップランナー基準、国際エネルギースター、新JISの改定に併せて品目を増やしてはどうか。

2. プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応

- 定期見直し品目については、プラスチック資源循環に関連した検討を必須事項として位置づけてはどうか。
- 定期見直し対象外の品目についても、プラスチック資源循環の推進のため前倒して検討してはどうか。
- 新規追加品目の候補として「ごみ袋」について検討を実施してはどうか。

3. 事務局からの追加提案

- 国内におけるエネルギー使用量の大きい、ガスや灯油等、一次エネルギーを使用する品目について、重点的に検討してはどうか。

(2) 前回検討会での委員ご意見

1. 重点戦略品目の一層の拡充

- 2段階基準のうち、高い基準を複数機関で採用したことに意味がある。
- 自らプレミアム基準を作るのはハードルが高いが、二者択一で提示するとより高い基準で取り組みやすい、ということではないか。

2. プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応

- プラスチック資源循環戦略における2030年の目標達成を考えると、国等の調達品目に限らず全ての製品にすぐにでも再生材を入れることを必須としたり、廃棄時にリサイクルできるようにする必要があるが、全体として戦略がまったく見えない。

3. 事務局からの追加提案

- 国は一次利用エネルギーを電気に変えていく方針であり、基準を上げて効率を突き詰めることを強調しすぎると違うニュアンスになってしまう懸念がある。書き方を工夫した方がよい。



ご意見を踏まえ、今年度見直し案を作成

1. 概要

2. 今年度見直し内容（案）

（1）新設及び改定対象品目（案）一覧

定期見直し対象品目

その他の見直し品目【臨時】

その他の見直し品目【新規】

（2）令和元年度の見直し内容（案）について

3. その他検討状況（案）

定期見直し対象品目

- 「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、業界団体・事業者等のヒアリング結果等を踏まえ、適切に見直しを実施
- 本年度の定期見直し対象品目は10分野26品目（下表参照）

分 野	品 目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置
オフィス機器等	電子式卓上計算機、一次電池及び小形充電式電池
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	テレビジョン受信機、電子レンジ
エアコンディショナー等	ストーブ
温水機等	ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
自動車等	ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
役務	省エネルギー診断、印刷、クリーニング

その他の見直し品目【臨時】

- 本年度の定期見直し対象品目以外に臨時に見直した品目は、**12分野107品目**
(下表参照)

臨時に見直しを実施した品目

分 野	品 目
文具類	文具共通（83品目）
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード
画像機器等	プロジェクタ
電子計算機等	ディスプレイ
オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫
エアコンディショナー等	エアコンディショナー
照明	LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯
自動車等	2サイクルエンジン油
インテリア・寝装寝具	ふとん
災害備蓄品	一次電池（定期見直しに伴う見直し）
役務	庁舎管理等（植栽管理）、飲料自動販売機設置

その他の見直し品目【新規】

○ 本年度新規に追加した品目は、1分野 1品目



新規に追加した分野及び品目

分 野	品 目
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

1. 概要

2. 今年度見直し内容（案）

（1）新設及び改定対象品目（案）一覧

（2）令和元年度の見直し内容（案）について

今年度業界ヒアリング等概要

A) 今年度ヒアリング実績

B) 業界団体等の主な御意見

今年度改定方針（案）

3. その他検討状況（案）

■ 今年度ヒアリング実績概要

1. 提案募集者・・・6件

- 団体数 1団体
会社数 5社
- 合計人数 7名

提案募集は7件だったが、1件はヒアリング辞退。

(提案者名は非公開)

2. 業界ヒアリング・・・18品目

- 団体数 23団体
(日本印刷産業連合会、JBMIA(3)、JEITA(6)、CIAJ(2)、電池工業会、TCA、JEMA、日本ガス石油機器工業会、全日本文具協会、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会、日本ブラインド工業会、省エネルギーセンター、全国製紙原料商工組合連合会)
- 会社数 34社
- 人数 71名

B) 業界団体等の主な御意見

委員限り

B) 業界団体等の主な御意見

委員限り

B) 業界団体等の主な御意見

委員限り

1. 概要

2. 今年度見直し内容（案）

（1）新設及び改定対象品目（案）一覧

（2）令和元年度の見直し内容（案）について

今年度業界ヒアリング等概要

今年度改定方針（案）

A) 重点戦略品目の一層の拡充

B) プラスチック資源循環戦略に基づく改定

a. 再生プラ・植物由来プラに関する基準強化

b. ごみ袋の新規品目化

C) ガス・灯油利用機器類の基準強化

D) その他の対応

a. 特定の化学物質に係るJIS規格改定への対応

b. JIS規格の名称改訂対応

c. 特定調達品目からの削除予定品目

d. 提案募集の対応

e. その他

3. その他検討状況（案）

A) 重点戦略品目の一層の拡充

基準の反映について

省エネ法や国際エネルギースタープログラムの改定に伴い、適切な経過措置を付加したうえで、基準を同等水準まで強化してはどうか

2段階基準への移行について

経過措置解除のタイミングで改めて2段階化を議論することとしてはどうか

基準反映済 6品目

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、業務用エアコンディショナー、LED照明器具

次年度以降対応予定

テレビジョン受信機、家庭用エアコンディショナー、電気便座など

再生プラスチックについて

- エコマークが設定されている品目は、エコマークの認定状況を確認の上、十分な流通量が確認できた品目については、使用率を数値をエコマークを上限に引き上げてはどうか
- その他、業界団体及び事業者との調整の上、対応可能と判断された場合は、積極的に判断の基準あるいは配慮事項に追記してはどうか

植物由来プラスチックについて

- 流通量又は業界団体の意向を踏まえ、品目別に対応可能な範囲を検討し、判断の基準又は配慮事項に追加していくのはどうか

再生プラスチック 95品目追加・改定

文具共通(83品目)、コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、電子計算機、磁気ディスク装置、携帯電話、PHS、スマートフォン、ふとん、プラスチック製ごみ袋

植物由来プラスチック 90品目追加・改定

文具共通(83品目)、電子計算機、磁気ディスク装置、携帯電話、PHS、スマートフォン、クリーニング、プラスチック製ごみ袋

B) b. ごみ袋の新規品目化

プラスチック製ごみ袋【新規追加の背景等】

- 我が国の一般廃棄物の総処理量の約8割が焼却（平成29年度）
 - ・ 総処理量4,085万トンのうち焼却量は3,280万トン（80.3％）
- ごみ袋の国内需要
 - ・ ごみ袋の国内の需要量は約30万トン（平成30年の見込みは家庭用ごみ袋11.7万トン、業務用ごみ袋11.3万トン、地方公共団体指定ごみ袋6万トン）
 - ➔ ごみ袋の主原料はポリエチレンであり、植物由来プラスチック（バイオポリエチレン）への切替が可能。3.14g-CO₂/gのCO₂の削減効果（カーボンニュートラル）が期待できる。
- プラスチック資源循環戦略におけるごみ袋のバイオマス化等
 - ・ 可燃ごみ指定収集袋などの焼却せざるを得ないプラスチックは、バイオマスプラスチックが使用されるよう取り組む
 - ・ 再生材・バイオプラスチック市場の実態を把握しつつ、グリーン購入法等に基づく国・地方公共団体による率先的な公共調達



国等の機関におけるCO₂排出削減、市場転換の促進、配合率の向上を目的に品目として策定してはどうか

C) ガス・灯油利用機器類の基準強化

潜熱回収型ガス温水器、潜熱回収型石油温水器について

○ ガス温水機器、石油温水機器

- ➡ ガス温水機器、石油温水機器及びガス調理機器については、平成16年度に特定調達品目として追加。その後、判断の基準を満たす製品の拡充に伴い、一部対象範囲の拡大を行ったが、判断の基準等の見直しは未実施であった。



- 潜熱回収型ガス温水機器及び潜熱回収型石油温水機器について特定調達品目の対象として追加するとともに、判断の基準としてエネルギー消費効率（定格熱効率）90以上を設定してはどうか

D) a. 特定の化学物質に係るJIS規格改定への対応

- 2017年のストックホルム（POPs）条約第8回締約国会議でDecaBDEが附属書A（廃絶）に追加。我が国は化審法において製造・輸入及び使用が既に禁止
- この経緯により、今般JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）が改正される見込み。
- グリーン購入法では、JIS C 0950の対象外の機器についても化学物質管理の観点から判断の基準等で設定していることも含め、今回は明示的に参照先を最新の規格に変更することとしてはどうか。

対応分野(案)	対応品目(案)
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ
オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、電子式卓上計算機
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ
エアコンディショナー等	エアコンディショナー
照明	LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯
設備	太陽光発電システム
役務	印刷、飲料自動販売機設置、印刷機能等提供業務

D)b. JIS規格の名称改定対応

- 本年7月より、日本工業規格から日本産業規格に改められることから、基本方針においてJIS規格の参照等の関連する項目等について、制定・改正に伴う修正を含め、必要な修正等を実施してはどうか

基本方針において「日本工業規格」としていた記載をすべて「**JIS規格**」に統一

工業標準化法の産業標準化法への改正に伴い用語を変更した品目

分野	品目
オフィス家具等	□ 棚、収納用什器（大部分の材料が金属類のもの） □ いす、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード（木質のもの）
自動車等	2サイクルエンジン油

D)c. 特定調達品目からの削除予定品目

ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム

■ 品目策定理由

- ・ 導入促進を目的に、平成14年度に新規品目として追加。
- ・ 判断の基準に具体的な環境性能表記なし。

■ ETC普及状況

- ・ ETC対応車載器は新規追加した当初の平成14年4月の高速道路における利用率2.0%であったが、令和元年4月には利用率92.1%と大幅に増加。

■ カーナビゲーションシステム普及状況

- ・ カーナビゲーションシステムは新規追加した当初の平成14年の国内出荷台数は2,223千台に対し、平成30年には6,144千台と大幅に増加。平成30年の自動車（特殊車・トレーラー等を除く）の新車販売台数は5,217千台であり、中古車への搭載や買替需要はあるものの、カーナビゲーションシステムの出荷台数が新車販売台数を上回る状況



両品目ともに十分な普及が確認できており、目的である導入促進は達成していることから、今般の見直しにおいて削除してはどうか

D) d.今年度の提案募集への対応

- 本年度の提案募集（物品・役務）にて、物品6件、役務1件の御提案を受領
- 提案品目
 - ・ 紙類 :（コピー用紙、印刷用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙）
 - ・ 役務 : 印刷
 - ・ その他 : 眼鏡フレーム、トレー、チェーンソーオイル、林業資材、吸収性物品（紙おむつ等）



- 提案募集の全7件については、国等の調達実績等を鑑み新規品目への追加を見送ることかどうか
- チェーンソーオイルについては環境負荷低減への有効性を鑑みて、植栽管理の配慮事項に生分解性チェーンソーオイルの使用について追記するのはどうか

D)e.その他

- PHSの品目削除は取り止めてはどうか
 - PHSとしてのサービスは終了したが、製品自体は公衆回線に接続しない内線等の用途への供給が引き続き継続されていたことから、特定調達品目からの削除は今回見送り、取扱いについては引き続き検討としてはどうか
- テレビジョン受信機からプラズマテレビを除外してはどうか
 - 国内販売が終了していることから、今回除外してはどうか
- ガス調理器具、ストーブ及び金属ブラインドの3品目については改定せず現状維持としてはどうか
 - いずれも技術的に基準を高められる根拠が確認できなかったほか、再生プラスチック及び植物由来プラスチックの導入も困難な状態

1. 概要

2. 今年度見直し内容（案）

3. その他検討状況（案）

- (1) 紙類に係る検討について
- (2) 「モノの調達からサービスの調達へ」について
- (3) クリーンウッド法への対応

(1) 紙類に係る検討について

- 第1回検討会での報告事項

- 平成30年度第4四半期より、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙の入手が困難となる可能性が増大

印刷用紙の取扱いに関する事務連絡の送付

- 新聞需要の減少及び新聞古紙輸出量の増加が大きな要因

- 前回検討会における委員ご意見

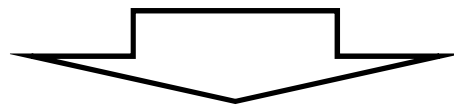
- 基準の変更にはポリシー、コンセプトをきちんと持つべき。都度動かすのは危険
- 米中関係による影響で、一時的である可能性が高く拙速に見直して後で戻すのも問題があるため状況を注視すべき。



- 今年度は紙類の特定調達品目の見直しは行わず、事態把握及び分析を適切に実施することとしてはどうか
現在、全国地方公共団体アンケートなども含め、情報収集中

(2) 「モノの調達からサービスの調達へ」について

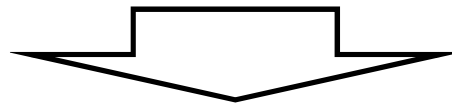
- 第1回検討会での提示内容
 - 自転車のシェアリング(エコマークにおいて検討中)や電子計算機(国等の機関における調達量が多く、メンテナンスを含むリース契約の割合が高い)等の分析等を行い、サービスにすることによって環境負荷が低減する品目を検討していくのはどうか
- 前回検討会における委員ご意見
 - 今後の新たな品目、役務というのは非常に野心的。非常に重要な検討。



- 引き続き調査・分析を進め、環境負荷の低減に資するモノからサービスに移行する品目を検討していくのはどうか。

(2) 「モノの調達からサービスの調達へ」について

- 自転車シェアリングの検討状況
 - エコマーク事務局のご厚意により、「シェアリングサービス」基準策定委員会にオブザーバ参加。有識者(参画事業者を含む)のご意見等を含め、シェアリングに関する情報収集を進めているところ
- 電子計算機の検討状況
 - フリーアドレスオフィス化やテレワークへの移行も念頭に、クラウド型シンククライアントシステムの調査を中心に情報収集を進めているところ



- 今後、各項目で深掘りを実施していくとともに、モノからサービスに移行できる品目を引き続き検討していくのはどうか

(3) クリーンウッド法への対応

- 平成29（2017）年5月20日に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）第8条に基づく登録事業者の拡大に伴う対応について、林野庁より相談を受けたところ



- ・ 10月1日時点、林野庁において、登録事業者からの木材等の調達グリーン購入法の判断の基準の内容に含まれるよう、方策を引続き検討中とのこと。
- ・ 環境省としては、環境負荷低減にも資する取組みとして、前向きに協力して参りたいところ
- ・ 今年度の基本方針改定案には含まないが、内容整い次第、改めて検討会にて審議等いただくのはどうか